

休日納付窓口のご案内

町税等の納付について、休日納付窓口を開設します。納期限までに納付できない場合や特別の事情のある方は未納を放置せず、必ずご相談ください。

- 日時 11月29日(日) 午前9時～午後3時
- 場所 税務課(本庁1階)
- 問合せ 税務課収税係 ☎72-6904

令和2年分確定申告相談会の会場が 全日程文化センターとなります

※各公民館での確定申告相談会は実施しませんのでご注意ください。

これまで、伊王野、芦野、高原の各公民館を確定申告相談会の会場として利用してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、左記の感染拡大防止策を実施し、皆さんに安心してご来場いただけるよう、確定申告相談会の会場を全日程、文化センターに統一しました。(地区割はこれまでと同様に行います)

なお、自身で確定申告書を作成する方は、各支所または税務課窓口へ郵送または持参ください。また、インターネットを利用した電子申告も国税庁ホームページで実施しています。

〈確定申告会場での主な感染拡大防止策〉

- 飛沫感染防止用のクリアパネル等の設置
- 待機スペースでのソーシャルディスタンスの確保
- サーモカメラによる検温の実施
- マスク着用の徹底
- 手指消毒と会場内の消毒の徹底
- 会場内の定期的な換気の実施
- 携帯電話への呼び出しの実施
- 待機時間の短縮を図るための相談員の人数の確保
- 整理券の使いまわしの廃止
- ▼問合せ 税務課町民税係 ☎72-6903

電子申告用IDの発行会を開催します

自宅でインターネットを利用した電子申告するには、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要ですが、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な措置として、電子申告用IDとパスワードを取得すればマイナンバーカードがなくても電子申告をすることができま

- ▼日時 12月4日(金)、7日(日) 午前10時～午後4時
- ▼場所 役場3階正庁
- ▼持ち物 運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類
- ▼その他 英数8文字以上のパスワードを設定しますので事前にご検討ください。

※この日以外で電子申告用IDを取得するには、大田原税務署にお問い合わせください。

- ▼問合せ 税務課町民税係 ☎72-6903
- 大田原税務署 ☎0287-23-3115



「税を考える週間」くらりを支える税

国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

「税を考える週間」期間中、大田原税務署では、「税についての作文」の優秀作品のパネル展示を行います。

- ▼展示場所 大田原税務署、大田原県事務所、那須町役場、金融機関ほか
- ▼問合せ 大田原税務署 ☎0287-22-3115

※自動音声案内の後「2」を押してください。

11月は個人事業税(2期分)の納付月です

11月30日(月)までに納付してください。コンビニエンスストア(税額30万円以下のもの)、クレジットカード(Yahoo! 公金支払い、税額100万円未満のもの)(決済手数料別途)、ペイジーによる納付ができます。

- ▼問合せ 大田原県税事務所課税課 ☎0287-23-4172

森林を伐採するときは伐採届が必要です



森林所有者等は地域森林計画の対象となつている森林の立木を伐採する場合、森林法の規定により、伐採する90日から30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」を町に提出する必要があります。伐採しようとする立木のある森林が地域森林計画の対象となつているかは農林振興課で確認することができます。

また、伐採届を提出して森林の伐採と伐採後の造林を行った場合は、森林所有者等が森林の状況を記載した「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を町に提出する必要があります。

無届伐採や無報告・虚偽報告などの違反行為が判明した場合は、森林法の規定により、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

森林の状況を確認するため地域の巡回時に、森林所有者の方にお声掛けをする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ▼問合せ 農林振興課林務係 ☎72-6912